

平成28年10月

各介護保険事業所代表者 様

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道福祉人材センター所長

「離職介護人材再就職準備金 実務経験証明書」等発行のお願い

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

社会福祉法人北海道社会福祉協議会では平成28年度より、北海道の定める「介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」に基づき、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」を実施いたします。

この事業は、北海道内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としており、介護職としての1年以上の実務経験があり、一定の知識及び経験を持ちながらも何らかの事情により離職された方々を対象に、もう一度介護職として就労していただくことを応援するため、再就職をする際に必要となる経費に充当いただける資金として20万円を上限、無利子で貸付けを行うものです。

また、再就職先で介護職として2年間継続した際には、返還が免除されることとなっています。

については、貸付申請を行うにあたり、介護職としての1年以上の実務経験を有することの証明が必要なため、各介護保険事業所におかれましては、貸付希望者からこの実務経験証明書の発行の依頼がありました際には、何卒御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴事業所に再就職し、この貸付申請を希望する方がいた場合、併せて雇用証明書、業務従事等届の発行にも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、実務経験証明書発行にあたり御留意いただきたい事項を次ページにまとめておりますので、参考としていただければ幸いに存じます。

北海道全体の深刻な福祉・介護人材不足解消のため、各事業所の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 北海道福祉人材センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 かでる2. 7内
TEL 011-272-6662

ホームページ <http://www.dosyakyo.or.jp/jinzai/>

※「離職介護人材再就職準備金 実務経験証明書」等の様式データは、こちらのホームページからダウンロードすることができます。

「離職介護人材再就職準備金 実務経験証明書」発行にあたり御留意いただきたいこと

「離職介護人材再就職準備金 実務経験証明書」の発行にあたりましては、以下の事項に御留意ください。

- (1) この実務経験証明書は、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付対象要件となる、「介護職員処遇改善加算の算定要件とされる職種（以下「介護職員等）」^{〔注1〕}としての実務経験を1年以上^{〔注2〕}有する」ことを証明するためのものです。証明を依頼した貸付希望者が、この要件に該当する職種に従事していたかを御確認のうえ発行をお願いいたします。（この要件に該当する業務に従事していた期間・日数のみ記入してください。）

〔注1〕 ここでは、過去に勤務していた事業所又は施設が実際に介護職員処遇改善加算を取得していたかは問いません。

〔注2〕 1年以上とは、「雇用期間が通算365日以上」かつ「介護等の業務に従事した期間（日数）が180日以上」を指します。（複数事業所又は施設の実務経験合算も可。）

- (2) 実務経験証明書に記入する内容は、必ず根拠資料（介護記録・シフト表など）に基づいて証明してください。記入内容に関する書類等が保管されていないなど、貸付希望者が該当業務に従事した期間・日数が曖昧な場合は、証明書を記入・発行しないでください。
- (3) 「介護職員等の業務従事期間」の欄は、従事期間中、実際に当該業務に従事した日数を記入してください（休日・病気・産休等で業務に従事しなかった日を除いた日数）
- (4) 業務に従事した期間（日数）の計算において1日の勤務時間は問いません。勤務時間が短い場合も1日として計算されます。また、夜勤の勤務時間が17時～10時（仮定）の場合は、1日の従事日数として計算されます。
- (5) 同時期に複数事業所に勤務し、実務経験証明時期が重なる場合は、別途「離職介護人材再就職準備金従事日数内訳証明書」【様式道社協②号】の発行を依頼されることがありますので、こちらにつきましても御協力をお願いいたします。
- (6) 事業所又は施設開所前の開設準備期間等における雇用の期間は実務経験に算定できません。
- (7) 同一法人内で複数の事業所又は施設に勤務していた場合は、それぞれで実務経験証明書を発行してください。
- (8) 証明印は、代表者の印を押印してください。個人経営等で公印が無い場合は、役所等に公的書類を提出する際に使用している印鑑（個人印を含む）を押印してください。
- (9) 従事期間に中断期間がある場合などは、中断期間を除いた従事期間、日数を2段書きで記載してください。
- (10) 貸付希望者の従事期間以降に、事業所又は施設名が変更となっている場合などは、現在の名称で実務経験証明書を発行いただき、「事業所または施設名」及び「施設または事業の開始年月日」の欄には、新しい名称及び事業開始日を記載し、括弧書きで旧名称及び事業開始日を記入してください。
- (11) 記載内容を訂正する場合には、訂正印の押印をお願いいたします。（訂正印のない修正は無効とさせていただきます。）なお、証明印と同じ印を訂正印として御使用くださるようお願いいたします。

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の概要

1. 貸付事業の目的

本貸付事業は、北海道内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とするものです。

2. 貸付事業の概要

介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備資金（以下「離職介護人材再就職準備金」）を貸し付けます。

3. 実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会（以下「道社協」）

4. 貸付の対象者について

北海道内市町村に住民登録し、次の（１）から（４）の基準の全てを満たす方。

- （１）介護職員等（この貸付制度では、介護職員処遇改善加算の算定要件となっている職種を指します。）^[注1]としての実務経験を1年以上^[注2]有する方。

[注1] ここでは、介護職員処遇改善加算を取得していたかは問いません。

[注2] 1年以上とは、「雇用期間が通算365日以上」かつ「介護等の業務に従事した期間（日数）が180日以上」を指します。（複数事業所又は施設の実務経験合算も可。）

- （２）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する方。

①介護福祉士

②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方

③介護職員初任者研修を修了した方（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した方を含む。）

- （３）北海道内の介護職員処遇改善加算を算定している事業所又は施設に、平成28年4月1日以降に介護職員等として再就職（週20時間以上勤務）した方。^[注3]

なお、直近の介護職員等の離職理由が自己都合の場合は、上記の再就職に転居が伴う方又は直近の介護職員等の離職から再就職する日まで90日以上経過する方のみが対象となります。

[注3] ここでは、実際に介護職員処遇改善加算を取得している必要があります。

- （４）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間（前日まで）に、予め、北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクに氏名及び住所等の届出又は登録^[注4]を行い、かつ、別に定める様式により申請した方。

[注4] 平成29年から、離職した介護人材の方が各都道府県福祉人材センターに氏名等の届出を行う制度が開始される見込みです。この制度が開始されるまでの間は、北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクに求職登録を行うことを条件とします。

5. 貸付額

200,000円上限（無利子） ※1人当たり1回限りの貸付けとします。

6. 貸付金の使途について

介護職員等として、再就職する際に必要となる次の経費に充当するものとして貸し付けます。ただし、生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

7. 返還債務の免除について

貸付金を受けた方（以下「借受者」）が次の（1）又は（2）のいずれかに該当するに至ったときは貸付金の返還債務が免除されます。

なお、（1）の業務に従事している2年間は、貸付金の返還が猶予されます。

- （1）貸付の対象となる介護職員等としての就労（再就職の勤務開始）の日から、道内において、2年間^[注5]の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

[注5] 2年間とは、「在職期間が通算730日以上」であり、かつ、「業務に従事した期間（日数）が360日以上」を指します。なお、ホームヘルパー等の業務に従事した方に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。

- （2）介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

8. 返還について

次のいずれかに該当する場合には貸付金を返還していただきます。

- ①借受者が次の事由により、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至り道社協が貸付契約を解除したとき。
 - ・虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
 - ・借受者又は連帯保証人の破産手続開始等により適正な債権管理ができないと認められるとき。
 - ・その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- ②道内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

《 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の対象【早見表】 》

介護職員等（別表に記載の事業所又は施設の介護職員等を指します）を離職し、以下の全てを満たす方が対象

道内市町村に住民登録している

プラス

介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職した
【雇用期間：通算365日以上
かつ 介護等の業務に従事した期間（日数）：180日以上】

1年以上の実務経験
の証明が必要
（実務経験証明書）

プラス

介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する

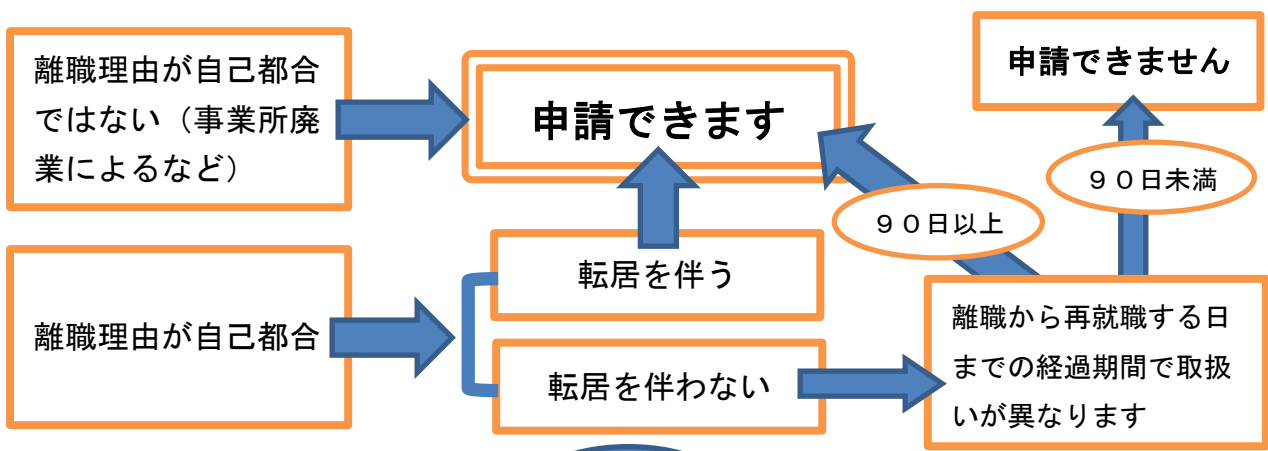
- ①介護福祉士
- ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した
- ③介護職員初任者研修を修了した（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）

プラス

介護職員等として再就職する前日までに予め北海道福祉人材センター・バンクに求人登録
※福祉人材センターへの「離職した介護人材の届出制度」開始後はこの届出でも可

プラス

平成28年4月1日以降に、
道内の事業所又は施設に介護職員等として再就職した（週20時間以上勤務）
※ただし、直近の介護職員等の離職理由により次のとおり取扱いが異なります



プラス

連帯保証人が必要

- ①独立の生計を営む成年者
- ②貸付希望者が未成年である場合は法定代理人

《別表：対象となる介護職員等の範囲》

下記加算の算定対象となっているサービスの介護職員等が対象です。

○貸付けにあたり、下記の対象範囲の介護職員等の実務経験を1年以上有することが必要です。《勤めていた事業所が下記加算を取得していたかは問いません》

【雇用期間：通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間(日数)：180日以上】

○貸付けにあたり、下記の対象範囲の介護職員等として道内において再就職することが必要です。《勤める事業所が実際に下記の加算を取得していることが必要です》

介護職員処遇改善加算 算定対象サービス（サービス区分）

（平成28年4月1日改正後）

- ・（介護予防）訪問介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護福祉施設サービス
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・ 介護保健施設サービス
- ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）
- ・ 介護療養施設サービス
- ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））

【参考】加算算定非対象サービス

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・ 居宅介護支援・介護予防支援